

中野東中学校跡地の貸付けについて

中野東中学校跡地については、旧校舎の解体後、土地の一部を東京都教育委員会へ貸付ける予定となっており、協議をしてきたところである。今般、当初の貸付期間から変更が生じるなど、貸付けの条件に変更が生じたため、協議状況について、以下のとおり報告する。

1 貸付先

東京都教育委員会


都立中野特別支援学校（所在地：中野区南台3丁目46番20号）

2 使用目的

都立中野特別支援学校の校舎建替えにおいて、建替え期間中の仮設校舎用地として使用する。

3 貸付物件

中野東中学校跡地（所在地：中野区東中野5丁目12番1号）について、全体の約9,000㎡のうち、約7,000㎡の貸付を予定している。

〈なかの便利地図より抜粋〉 貸付部分 



4 貸付期間

(1) 当初

2022年度から2027年度の間（予定）

(2) 変更後

2023年度から2030年度の間（予定）

5 貸付条件

貸付料の徴収など、今後協議のうえ決定する。

6 避難所の指定について

(1) 現校舎の解体から貸付期間中の避難所については、明治大学附属中野中・高等学校及び白桜小学校に分散配置する予定である。

(2) 都立中野特別支援学校の仮設校舎開設後、同施設は二次避難所（福祉避難所）とする予定である。

(3) 貸付終了後の避難所の設置等については、今後検討していく。